

東都医保発第 3069 号
(地区第 1732 号)
令和 4 年 1 月 31 日

地区医師会担当理事 殿

公益社団法人
東京都医師会
理事 黒瀬 巖
(公 印 省 略)

「診療・検査医療機関による健康観察等支援事業」の診療報酬について

平素は本会事業にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

東京都は、行政検査を実施し陽性が判明したが入院不要と医師が判断した患者について、速やかに健康観察等を実施するため、HER-SYS 等を利用した発生届の提出と併せて電話等による健康観察を実施した診療・検査医療機関等に協力金を支給する事業を実施しています。

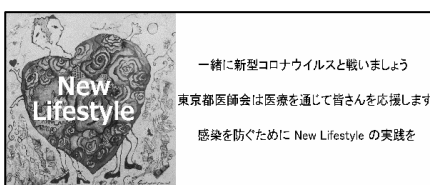
今般、本事業に参加する医療機関から、「電話等による健康観察を実施した場合、診療報酬請求は可能か？」等の問合せが多数あり、厚生労働省等に確認いたしましたので、下記のとおり報告いたします。

記

本事業は、陽性が判明した後に医師の判断ではなく、東京都との契約に基づき電話等で健康観察を行う事業です。保険診療では医師の判断又は患者からの要請に基づき実施するものであるため、本事業による電話等での定期的な健康観察の実施だけでは保険診療とならず、電話再診料等の診療報酬請求はできません。

ただし、以下の場合には保険診療と認められ、診療報酬請求が可能となります。

- 1 電話等での健康観察時に、患者からの訴えや容態などにより医師が治療の必要性を認め、医学的な療養の指示や注意事項の伝達、処方せんの発行、往診などの治療を行った場合は、保険診療となり診療報酬請求することができます。(電話初・再診料、二類感染症患者入院診療加算、時間外加算など)
この場合、診療録に健康観察の内容だけでなく治療の内容等も記載しなければなりません。
- 2 本事業に参加していない医療機関において、医師が患者の状態を確認する必要性を認め、電話等で症状の確認を行い療養に関する医学的な指示等を行った場合は、当然、保険診療として電話再診料等の診療報酬請求が可能です。
- 3 上記1及び2共に、自宅療養の公費負担医療の対象です。また、回数の制限はありませんが、多数日にわたる電話再診を請求する場合は、審査支払機関からの問合せを回避するためにも、診療報酬請求書の摘要欄に多数日の電話再診等を実施する必要性を記載することが望ましいと思われます。



(公社)東京都医師会 事業部 医療保険課
TEL : 03-3294-8838(直) FAX : 03-3292-7097
■新型コロナウイルス感染症の保険適用に関する情報
<https://www.tokyo.med.or.jp/17904>